

令和8年度 大阪市立堀江小学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめの問題については、本校の全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。

そのために、まずは、どの児童にとっても学校や学級が安心・安全な場所であること、全ての児童に活躍ができ認められる機会を提供していること、言い換えれば、「未然防止」につながる「居場所づくり」や「絆づくり」を推し進める必要がある。本校では、日頃から、深い子ども理解に立ち、生活指導の充実を図り、児童が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるように最大限の努力をしているところである。

しかし、いじめは、どの学級でも起こり得るものであり、どの児童もいじめの被害者にも加害者にもなり得るものである。大切なのは、それを早い段階で発見し、たとえ軽易な事案であっても見逃すことなく毅然とした対応をすることで、被害を受けている児童の命や心身をきちんと守り切ることである。

本校におけるいじめ対策については、大阪市いじめ対策基本方針を踏まえ、いじめの未然防止の取り組みや早期発見・早期対応のあり方、教育相談体制、生活指導体制、校内研修などの体制を整え、関係機関との連携を図りつつ、児童一人一人に応じた指導・支援を、積極的に進めることとする。

2 いじめ対策の基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」は、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（第2条）」と定義している。

本校においても、いじめについては、この定義・趣旨に沿って、被害者目線を第一にするとともに、客観性の観点も大事にして対応にあたるようにする。

(2) いじめ対策の基本理念

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであること、「すべての子どもがいじめの被害者にも加害者にもなり得る」ことを、機会ある

ごとに本校教職員同士で互いに確認し合い、十分に認識するようにする。そして、以下の基本理念に基づいていじめ問題の対応にあたる。

- ①いじめを受けた子どもを救済し、その尊厳を守ることを最優先する。
- ②「いじめを絶対に許さない」というぶれない方針のもとに対応する。
- ③「人間関係」よりも「個人の尊厳」の回復を優先する。
- ④被害児童・保護者の意見・要望の尊重を第一とする。
- ⑤被害児童・保護者の「知る権利」に応える。
- ⑥いじめを隠蔽しない。
- ⑦混乱の鎮静化を優先しない。
- ⑧救済ルートの確保と対処ルールの明確化を図る。

3 いじめ対策の具体的な内容

(1) いじめの未然防止のための方策

いじめの発生を未然に防止するためには、平素の児童への指導とともに、教職員のいじめ問題への対応能力の向上が不可欠である。

日本のいじめは、暴力よりも、陰口や仲間はずれなど、コミュニケーション操作系のいじめが多いというデータがある。また、いじめの被害者と加害者は、常に流動的に入れ替わり、特別な児童だけに起こるものではない。したがって、アンケート等で得られる情報は、限定的であることに留意する必要がある。国立教育政策研究所の「いじめの追跡調査」の調査結果から、加害、被害は、大きく入れ替わっており、常習性を仮定することはできないとの報告もある。したがって、特定のタイミングで加害者を罰するだけでは問題は終わらない。

そのため、どの児童にとっても学校や学級が安心・安全な場所であること、全ての児童に活躍でき認められる機会を提供していること、一人一人の児童を大切にしていること、達成感が味わえる授業になっていること、児童の生活背景までをふまえた「子ども理解」をしていること、人権意識にあふれた受容的な雰囲気になり溢れていることが重要である。

未然防止の基本として、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりをめざしていく。加えて、「堀江」の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっていく。

このようないじめが起きにくい環境づくりを、普段の教育活動の中で実現できているか、常に点検し、改善していくように努めることが必要である。

① 児童への指導

ア あらゆる教育活動において、本校の校訓である「正しく 強く 美しく」を浸透させる。何事もよく考えて正しく判断し、途中であきらめない強い意志をもち、明るく豊かな心情をもつことができるよう、意識した教育活動を行う。

イ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底させる。いじめを行うことは勿論、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、児童に持たせる。

ウ いじめられる児童や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている児童を徹底して守り通すということを、教職員が、言葉と態度で示す。特に、いじめられている場合には、そのことを自分の胸の中に止めて悩み抜いたりせず、友人、教師、親に必ず相談するようにすること（まして、自分を傷つけたり、死を選んだりすることは絶対にあってはならないこと）を、メッセージとして伝える。

エ 学校教育活動全体を通して、互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。

また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を取り入れる。さらに、教科指導やすべての教育活動を通して、情操やコミュニケーション力を養う。

オ 児童等の自主的な取組を支援するなど、児童とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組むことは大きな意義がある。そこで、児童会活動などをもとに、全学年・全学級で主体的かつ積極的に取り組むことができるように留意する。

カ 「いじめについて考える日」における講話などの取り組みとともに、道徳教育において、いじめ問題を取り扱う。また、いじめを受けた時の「いじめSOS通報」や「LINEによる相談窓口」、こども相談センター「電話教育相談」、「24時間子どもSOSダイヤル」等の活用方法など、実践的で有益な知識を児童全員に周知する。

②教職員のいじめ問題への意識と対応能力の向上

ア いじめが児童の成長にとって必要な場合もあるといった考えは認められないものであり、個々の教職員がいじめの問題の重大性を正しく認識し、危機意識を持って取り組むようにする。

イ 教職員は児童にとって、最大の教育環境であるとの自覚のもと、教職員の何気ない言動が児童に大きな影響力を持つことに十分留意し、いやしくも、教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりするようなことがないように留意する。

ウ グループ内での児童生徒の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導の在り方について不断の見直しや工夫改善を行う。

エ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることもあることを認識し、その時の指導により解決したと即断することなく、当該児童が卒業するまで、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

(2)いじめの早期発見・早期対応のあり方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことを本校教職員で共通理解する。ささいな兆候であっても、いじめではないかと一旦は捉え直して、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを認知する。

このため、日頃から、次のことをベースにいじめを早期に見つけるための積極的な取組を行う。

①問題兆候の把握等

ア 児童の悩みを受け取るために、全人格的な接し方を心がけ、児童との心のチャンネルを形成するなど深い信頼関係を築く。

イ 児童と過ごす、接する時間を多くとり、児童の考えや悩み、生活実態や生活背景のきめ細かい把握に努めるとともに、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにする。

ウ いじめに特化したアンケート調査を学期に1回行うとともに、養護教諭やスクールカウンセラーとの連携、教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。なお、いじめアンケートの原本は、児童が卒業するまで（ただし、6年生は卒業後1年）保存する。

エ 児童や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その可能性に気づいた場合、直ちに管理職（校長・副校長・教頭）へ報告し、「校内いじめ対策委員会」を活用して情報共有を図りつつ、調査及び対応を行う。

オ 児童の仲間意識や人間関係の変化に留意しつついじめの発見や対応に努めるとともに、特に、種々の問題行動等々が生じているときには、同時に他にいじめが行われている場合もあることに留意する。

カ 重大ないじめの問題、あるいは重大ないじめに発展する可能性が高い固定化したいじめ等の解決のため、いじめを把握した際には、速やかに教育委員会に報告するとともに、必要に応じ、こども相談センター、警察等の関係機関と連携協力を要請する。

②事実関係の究明

ア 事実関係を明らかにするため、担任だけでなく、組織的な対応に心がける。特に、聞き取り等の確認などは、複数の教職員で行う。なお、いじめ問題に関する二次資料及び調査報告書は、卒業後5年間保存する。

イ いじめを受けている児童等の心理的圧迫感をしっかりと受け止めるとともに、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。

ウ いじめの兆候を発見した場合において、いじめられる児童からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視したり、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあることを理由に必要な対応を欠いたりすることがないようにする。

エ 「事実関係を明確にする」とは、いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

<いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合>

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、場合により、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施とする（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

<いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合>

いじめられた児童の体調がよくない、入院など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取するとともに、在籍児童からの聴取や調査等を行い、事実関係の確認をする。

(3) 深刻ないじめへの対応

深刻ないじめを行う児童生徒に対しては、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から、やむを得ない措置としての出席停止を含む毅然とした厳しい指導が必要な場合がある。なお、出席停止を命ずる場合は、児童及び、保護者に対し出席停止の趣旨について十分説明するとともに、事前に児童及び保護者の意見を聴取することに配慮する。また、出席停止の期間が著しく長期にわたることがないように配慮し、その期間中にも必要な指導を行う。

① いじめを受けた児童へのケアと弾力的な対応等

ア いじめを受けた児童への親身な教育相談を一層充実させるため、スクールカウンセラー等の活用や、養護教諭等との連携を積極的に図る。

イ いじめを継続させないための弾力的な対応として、いじめられる児童又はいじめられる児童のグループ替えや座席替え等も工夫する。

ウ いじめられる児童には、いじめの解決に向けての様々な取組を進めつつ、児童の立場に立って安心できる学習環境を確保し、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障を生ずることのないように工夫する。

②いじめる児童への指導・措置

ア いじめを行った児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

イ 心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようになど、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。

ウ 教育委員会や保護者と十分な共通理解を持つようにし、いじめの状況が一定の限度を超える場合には、次の措置を吟味・検討した上で、有効もしくは必要な場合は実行する。

○ 深刻ないじめを行う児童に対して、一定期間、校内においてほかの児童と異なる場所で特別の指導計画を立てるなどして指導する。

○ 暴行行為や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う児童については、「学校安心ルール表」にのっとり出席停止の措置を講じたり、警察等適切な関係機関の協力・連携を求め、厳しい対応策をとったりすること。

(4)重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、大阪市教育委員会に報告するとともに、その対応にあつては、教育委員会の指示を受けながら、報告や調査その他必要な措置をとるものとする。

(詳しくは、大阪市いじめ対策基本方針参照)

なお、重大事態への対処として、児童の欠席理由が「いじめの疑い」と判明した場合、欠席が10日に達すれば、電話にて管理職から指導部担当指導主事に報告相談を行い、欠席が15日に達すれば、「不登校児童生徒連絡票」にて指導部担当指導主事に報告し、連携して対応する。

4 「校内いじめ対策委員会」について

いじめについて、「すべての子どもがいじめの被害者にも加害者にもなり得る」ことをふまえると、いじめを防ぐには、すべての児童を対象とした取組が大切になる。

学校でいじめの防止等の対策を実効的に行うためには、その場しのぎでない組織的・継続的な対応が必要である。また、実際に起きたいじめの対応にあたっては、複数の教職員が対応することにより、客観的な対応がより期待できる。

それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立するため、以下のとおり「校内いじめ対策委員会」を組織する。

(1) 「校内いじめ対策委員会」の構成

校長、副校長、教頭、生活指導部長、教務主任、各学年主任（もしくは各学年の代表1名）、特別支援教育コーディネーター、養護教諭をもって構成する。

- 当委員会の責任者を、学校長とする。
- 個々のいじめ防止・早期発見・対応の事案に当たっては、上記に加え、関係の深い教職員を追加する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラー、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等を加え、意見等が得られるようにする。
- 重大事態の調査のための組織について、本校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、教育委員会と協議し、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

(2) 「校内いじめ対策委員会」の主な役割

①いじめ対策基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

当組織は、学期に1回以上開催し、本校のいじめ対策基本方針の策定や見直し、いじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を担う。

②いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

当組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とする。当組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずに管理職に報告・相談するようにする。集められた情報は、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

③いじめの対応を組織的に実施するための中核としての役割

いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を行う。

いじめの問題については、まず、未然防止が大切である。さらに、その件数が多いか・少ないかの問題以上に、これが生じた際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決に結びつけることができたかが重要となる。早期対応を重視す

るとともに、いじめの発生等についてきめ細かな状況把握を行い、その状況に応じた適切な対応に努める。

5 実践的な校内研修の実施と生活指導体制の充実

- いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加により、事例研究や教育相談、カウンセリング演習など実践的な内容を持った校内研修を積極的に実施する。研修内容については、子どもたちの声を反映したもの、いじめを止めた他の学校の事例を参考にする等、より効果のある内容になるように検討する。
- 毎月生活指導部会を開催し、いじめに関する児童の状況や指導、進捗状況等の報告等を行い、情報の共有化を図るとともに、生活指導全体会を行い、全教職員で児童理解についての情報共有と研修を行う。

6 教育相談体制の充実

いじめに限らず児童が相談しやすいように学級担任は常に児童との心の距離を縮めておくことが必要であるが、学級担任以外にも、時として児童生徒の「心の拠り所」的な存在となっている養護教諭やスクールカウンセラー等と十分に連携を図りながら行うことが重要である。

本校では、スクールカウンセラーの配置により、教育相談やカウンセリングの充実が図られつつあるが、教育相談を組織的に行うためには、学校が一体となって対応することができる校内体制を整備することが重要である。現在コーディネーター役として、管理職が校内体制の連絡・調整に当たっているが、同時に様々な教職員が児童や保護者に積極的に関わり、たくさんのチャンネルをもつことで教育相談体制の充実を図るようにする。

7 家庭・地域との連携

いじめの問題については、本校のみで解決することに固執しない。本校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者に報告し、適切な連携を図る。保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取り組む。また、家庭教育を支援するため、PTAや地域と連携して、子育てに関する情報の提供、相談体制の整備、親子の共同体験の機会の充実などを図る。

「いじめ」対応フローチャート

